重要事項説明書

記入年月日	2025年7月1日		
記入者名	坂本 要		
所属・職名	SOMPOケア ラヴィーレ豊中・ホーム長		

1 事業主体概要

to the	(ふりがな) そんぽけあかぶしきがいしゃ				
名称	SOMPOケア株式会社				
主たる事務所の所在地	〒 140−0002				
主にる事務所の別任地	東京都品川区東品川四丁目12番8号				
	電話番号/FAX番号	03-6455-8560 / 03-5783-4170			
連絡先	メールアドレス				
	ホームページアドレス	"https://www.sompocare.com/			
代表者 (職名/氏名)	代表取締役	/ 鷲見 隆充			
設立年月日	1997年5月26日				
主な実施事業	※別添1 (別に実施する介護サービス一覧系介護保険事業	₹)			

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな)	そんぽけあ らゔぃーれとる	になか			
21 1/h						
届出・登録の区分	有料老人ホー	ーム設置時の老人福祉法第2	9条第1項	に規定する届出		
有料老人ホームの類型	介護付(一船	设型特定施設入居者生活介護	を提供する	場合)		
所在地	〒 561−0	884				
別任地	大阪府豊中市	方岡町北3丁目5番22号				
主な利用交通手段	阪急宝塚線	「岡町駅」より約600m(徒歩	約8分)	98分)		
	電話番号		06-684	06-6842-2165		
連絡先	FAX番号		06-6842-2166			
XZ/IH/Z	ホームペーシ	ジアドレス	"https:// 456	"https://www.sompocare.com/service/home/kaigo/H000456		
管理者 (職名/氏名)	施設長		/	坂本 要		
開設日/届出受理日・登録 日(登録番号)		2002年5月1日	/		2002年1月25日 (高第847号)	

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2774001537		所管している自治体名	豊中市
特定施設入居者生活介護指 定日		2002年5月1日		
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2774001537		所管している自治体名	豊中市
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日		2006年4月1日		

3 建物概要

	権利形態	所有権	抵当権	なし	契約の自動	更新			
土地	賃貸借契約の期間			•	~				
	面積	1,	, 269. 46	m²					
	権利形態	所有権	抵当権	なし	契約の自動	更新			
	賃貸借契約の期間			·		~			
	延床面積	2,	335. 19 ㎡(うち有料老人ホーム部分			2, 335. 19 m²)			
_, ,,	竣工日		2022年2	月28日		用途区分	有料老人ホーム		
建物	耐火構造	耐火建築物	, D		その他の)場合:			
	構造	鉄筋コンク	リート造		その他の)場合:			
	階数	4	階	(地上	4	階、地階		階)	
	サ高住に登録して	いる場合	1、登録基	生準への 通	百合性				
	総戸数	45	戸	届出又は	登録(指定)) をした室	数	45室	(45室)
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考(部屋タイプ、相 部屋の定員数等)
	介護居室個室	0	0	×	×	0	18. 89 m²	3	1人部屋
	介護居室個室	0	0	×	×	0	18. 26 m²	9	1人部屋
居室の 状況	介護居室個室	0	0	×	×	0	18. 54 m²	9	1人部屋
1/\ (TL	介護居室個室	0	0	×	×	0	19. 20 m²	6	1人部屋
	介護居室個室	0	0	×	×	0	18. 56 m²	3	1人部屋
	介護居室個室	0	0	×	×	0	19. 96 m²	3	1人部屋
	介護居室個室	0	0	×	×	0	19. 35 m²	3	1人部屋
	介護居室個室	0	0	0	×	0	25. 0 m²	9	1人部屋
	Д. III 1 . 2 .	-	2.=	うち男女	別の対応が	可能なトイ	·レ	0	か所
	共用トイレ	5	5 か所 うち車椅=		子等の対応	が可能なト	イレ	5	か所
	共用浴室	個室	5	か所		0 か所			
	共用浴室における介 護浴槽	機械浴	1	か所	チェアー 浴	1	か所	その他:	
	食堂	1	か所	面積	135.87	m²	入居者や家族が利用		4.1
	機能訓練室	1	か所	面積	135.87	m ² できる調理設備			なし
共用施設	エレベーター	あり(ス	トレッチャ	一対応)		2	か所		
	廊下	中廊下		m	片廊下	1.80	m		
	汚物処理室		4	か所					
		居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室	あり
	緊急通報装置	通報先	事務所/職している	機員が携帯 PHS	通報先から	居室までの	の到着予定時間		1~3分
	その他	食堂兼機	能訓練指導	拿室、相談	室、健康管	理室、談話	舌スペース等		
	消火器	あり	自動火災報	知設備	あり	火災通報	設備	あり	
消防用 設備等	スプリンクラー	あり	なしの場合						
	防火管理者	あり	消防計画		あり	避難訓練の)年間回数	2	回
	H . — H								. •

4 サービスの内容

(全体の方針)

PR 1 = 1.41		
関する方針		入居者の意思を尊重し、心身の特性にあわせた自立支援サービス を提供することを通じて、生活の質の向上を目指します。また、 地域とのかかわりを深め、入居者の地域での暮らしを支えます。
スの提供内容に関する特色		のびのびとこれまで通りの暮らしにつながる。自由に自立した生活ができる環境を整え、それぞれのお部屋で、趣味に関じたり。自然に身体を動かしたり、思い思いにお迎こしいただけます。お一人おひとりの状態を考慮した「カスタムメイドケア」の実践により、自立した生活の支援を扱します。 テクノロジーの活用により、介護における利用者の選択敗を増やし、介護機は入にしかできない介護に注力することで、利用者の自立支援、QOL向上を目指します。
ビスの提供形態		
サービス種類	提供形態	委託業者名等
谷、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
事の提供	委託	SOMPOケアフーズ株式会社
1. 洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	
東管理の支援 (供与)	自ら実施	
上記サービスの提供内容		「別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表」のとおり
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容		
サ高住の場合、常駐する者		
長診断の定期検診	委託	協力医療機関(往診医)
提供方法		年2回健康診断の機会付与
身体的拘束に関する方針		1 事業者は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の結 を譲するものとする。 (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の定期的な実施 (2) 入居者おびその家族からの苦情処理権制の整備 (3) 成年後見制度の利用支援 (4) 虐待的にに関する責任者として管理者を選定 (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催 し、その結果について、職員に関地蔵を包入 (6) 虐待の防止のための情勢の整備 (7) その他責任者を受けた必要な措置 2 事業者は、サイン税に供して、事業者の職員または業護者(居者の家族等場所を受けたと思 おれる入居者を受見した場合は、すみやかに、これを市に町村に 連載するものとする。
		事業者は、指定等定施設入民者生活/動物の提供に送たって は、入居者または他の人民者の生命または身体を保護するため会 会やむを得ない場合を除き、身体的物東その他人民者の行動を相 限する行為(以下:身体的物東等を行う場合は、あらかじめ非仲 替性、一時に、別途他の3つの要件についてそれれ検討のよう。 大阪者(人民者が意思表示をできない場合は身不保証人)またに 実施に説明、別途他の3つの要件についてそれれ検討のよりまた。 実施に説明、別途他の3年の学作というしては、その様 実施に述明、別途の身体的物東等が実施にはっては、その様 実施、記述の事業が、原治の事業がある場合または監管機関が 理由を記録し、定期的公皇は、の際の資料とする。なお、人民 者、身元保証人もしくに接続の要求がある場合または監管機関が 指示がある場合には、これを開示する。また、「熱会やむを得なかっか では、「数学の大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大
	ビスの提供形態 サービス種類 済、排せつ又は食事の介護 事の提供 は、洗濯、帰除等の家事の供与 芸管理の支援(供与) 上記サービスの提供内容 状況把握・生活相談サービス 提供内容 サ高住の場合、常駐する者 素診断の定期検診 提供方法 は、に関する方針	ビスの提供形態 サービス種類 提供形態 済、排せつ又は食事の介護 最近 自ら実施 季託

(介護サービスの内容)

(介質	サービスの内容)	1	
特定於論言	施設サービス計画及び介護予防特 なサービス計画等の作成	ビス計画 (以下 年) かいまか はいまか はいまか はいまか はいまか はいまか はいまか はいまか	画作成担当者に特定施設サービス計画または介護予防特定施設サー サービス計画等」という)の作成に関する業務を担当させるもの 成担当者は、次の各号の規定に従い、サービス計画等を作成するも 画等の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、そ の置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点。 居者が自立した日常生活を変むとかできるように支援する上で 把握する。 工変域の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づ 3歳の上、サービスの目標およびその造成時期、サービスの内容な のでした。サービスの目標およびその造成時期、サービスの内容な 関等の作成に当たっては、その原案の内容について入居者またはそ 明等を作成した際には、サービス計画等を入居者に交付する。 画等を作成した際には、サービス計画等を入居者に交付する。 画等を作成した際には、サービス計画等を入居者に変付する。 国等を作成して際には、サービス計画等を入居者と確認を推験的に行うこ てみ計画等の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解 課を行い、必要と応じてサービス計画等の変更を行うものとす 第(2)号、第(3)号、第(4)号および第(5)号の規定は、前号に 計画等の変更について準用する。
日常	食事の提供及び介助 入浴の提供及び介助	自ら入浴が困難な 助や清拭(身体を	拭く)、洗髪などを行うものとする。
生活上の	排泄介助 更衣介助	する。	著に対して、トイレ誘導、排泄の介助やおむつ交換を行うものと 者に対して、上着、下着の更衣の介助を行うものとする。
話	移動・移乗介助 服薬介助	あり	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助 を行うものとする。 介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の手伝 があるとなった。
機	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応練を行うものとす	い、服薬の確認を行うものとする。 じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓 る。
能訓練	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応 訓練を行うものと	じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じたする。
÷	器具等を使用した訓練 創作活動など	あり	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、 器械・器具等を使用した訓練を行うものとする。 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供
その他	制作活動など 健康管理		するものとする。 状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じる
施設な	0利用に当たっての留意事項	い、外部 から を から	1は、外出(短時間のものは除《、)または外泊しようとするとき ・外泊先、用作、本ホームへ構造する予定目時などを本土の らない。 人の職員は、入居者が来訪者(入居者以外の者であって入居者の 的で米訪される者をお場合がある。居宝または共用に設定して をおりまつながある。日本のでは、日本ので
	その他運営に関する重要事項	各号に対する場合を対し、	ホームの利用にあたり、本ホームまたはその敷地内において、次の を行ってはならない。 【本体節】第6条(譲族、転借等の禁止)の規定に反して、入局学 混その他の光ホームの施設を使用させること。 スの提供に際し、過剰なサービスを要求すること。(特定施設入局号) けつる場合のが競サービス計画に含まれていないサービスの要求を の許可なく他の入居者の居室に入室すること、その他の他の入居者、 よる他の入居者に対するサービスの提供に悪影響を及ぼすことを よる他の入居者に対するサービスの提供に悪影響を及ぼすことを よる他の入居者に対するサービスの提供に悪影響を及ぼすことを または事業者の職員の著作、別庭に危害を及ばすこととまた。 ボオこと。 機発物、発大物、大米、有毒物等の危険な物品等を鍛入、使用 、その他重量の大きな物品等を鍛入し、または個文付けること。 といますといます。 の他を調査させるおされのある液体等を流すこと。 といますとする場合を がの明らかに対路に速度をかける動物を飼育すること。 、居室内を著しく不衛生にする等により、定隣または他の入居者 と、管理規程に適度する行為。 ホームまで注意でする野地内もしくはその周辺において、次の各号にま ・一名まではその動物内もしくはその周辺において、次の各号にま
そのイ	也運営に関する重要事項	次の各号 (40 個	1 項、第 2 項、第 3 項および第 4 項の義務をと履行する能力がないは 入民者に代わり前第 1 項、第 2 項、第 3 項および第 4 項の義務を ホームの利用にあたり、次の各号に掲げる事項については、あら、 を行うこととし、事業者はこの場合の基本的な考え方を運営・管 ととする。 か月以上居室を不在にする場合の居室の保全、連絡方法、各種費 相方法 服者との事前協議を必要と定めるその他の事項 1 項、第 2 項、第 3 項もしくは第 4 項の規定に違反し、または第 、事業者、事業者の職員、他の人民者などの人民者および身不保 に視害を与えた場合は、事業者または当該第 三 4 次列 定に指

短期利用特定施設入居者生活介護の提 供	なし			
	個別機能訓練加算		なし	
	ADL維持等加算		あり	
	夜間看護体制加算		あり	
	協力医療機関連携	加算(※)	あり	
	看取り介護加算		あり	
	入居継続支援加算		なし	
	生活機能向上連携	加算	なし	
特定施設入居者生活介護の加算の対象 となるサービスの体制の有無	若年性認知症入居者	受入加算	あり	
*1	科学的介護推進体制加算		あり	
「協力医療機関連携加算(I)は、	口腔・栄養スクリーニング加算		あり	
「相談・診療を行う体制を常時確保 し、緊急時に入院を受け入れる体制を	退院・退所時連携	加算	あり	
確保している場合」に該当する場合を 指し、「協力医療機関連携加(Ⅱ)」	退居時情報提供加	算	あり	
は「協力医療機関連携加算(I)」以 外に該当する場合を指す。	高齢者施設等感染	対策向上加算	なし	
7 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	生産性向上推進体	制加算	あり	
	新興感染症等施設	療養費	なし	
	認知症専門ケア 加算		なし	
	サービス提供体 制強化加算	(Ⅲ)	あり	
	介護職員等処遇 改善加算	(II)	あり	
人員配置が手厚い介護サービスの実施	なし	(介護・看護)	職員の配置率)	
八只も世が十分・一一世が一世人の天地		3	: 1	以上

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、	入退院の付き添い				
25.7K X 1K	その他の場合:					
	名称	さとう医院				
	住所	大阪府豊中市中桜塚5丁目20番38号				
	診療科目	内科、他				
為力医療機関	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	あり			
	86731741	診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	あり			
	名称	医療法人 正幸会 つじクリニック				
	住所	大阪府豊中市中桜塚2丁目31番2号				
	診療科目	内科、他				
	協力內容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	あり			
	100/3/142	診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	あり			
	名称	医療法人 愛成会 めぐみクリニック				
	住所	大阪府吹田市山手町2丁目7番25号 ドミニ	オン豊津2階			
	診療科目	内科、他				
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	あり			
	100001111	診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	あり			
	名称	医療法人 藏春堂 小西病院				
	住所	大阪府豊中市曽根東町2丁目9番14号				
	診療科目	内科、他				
	協力內容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	あり			
	M0551.4-77	診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	あり			
or the second second second	なし					
新興感染症発生時に 重携する医療機関	名称					
	住所					
	名称	本町中央歯科クリニック				
A.力衡科医療機関	住所	大阪府大阪市西区西本町一丁目10番3号 新	松岡ビル5階1号			
カノノ (2) 1コ (2) 7大 (英 (内)	協力内容	訪問診療				
	100 / J P 1 42*	その他の場合:				

(入居後に居室を住み替える場合) 【住み替えを行っていない場合は省略】

1 民体に民党な行力禁える場合		介護居室へ移る場合			
入居後に居室を住み替える場合		その他の場合	:		
判断基準の内容	1 年後、日本の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	の他の事情には費月別の場合を発生しています。 この一名空母から、 19 の一名空母がは、 19 の一名空母がよるでは、 19 の一名空母がよるでは、 19 の一名空母がよるでは、 19 の一名空母がよるでは、 19 の一名空母がよるでは、 19 の一名空母がよるでは、 19 の一名空母がより、 19 の一名空母がより、 19 の一名空母がより、 19 の一名空母の一名空母の一名空母の一名空母の一名空母の一名空母の一名空母の一名空母	か茂の変化により、入民時の居営 提供に支機をたちすこととなった場 り、入居者の居室を変更するを終え な変更更もものとする。とから、 温泉なる場合は、入居者および身元 場合した。とがある。 最名を変更できる場合は、入居者および身元 場合した。一定の襲撃期間と設ける。 とには治路の原と電なに、一定の襲撃期間と設ける。 は、変更後の匿名またびが無い。 、の間盤を得む。 、の間盤を得む。 、の間盤を得む。 、の間盤を得む。 、の間盤を得む。 、の間盤を得む。 、の間盤を得む。 、の間盤を得む。 、の間盤を得む。 、の間盤を得む。 、の間盤を得む。 、の間壁を持む。 、のに、多変後の力容について、説明 、の間壁を得む。 、の間壁を得む。 、の間壁を得む。 、の間壁を得む。 、の間壁を得む。 、の間壁を得む。 、の間壁を得む。 、の間壁を得む。 、のに、多変後の変更を締結っている。 、のに、多変後の変更を を締結する。 、のに、とない。 、これ、たい。 、のに、とない。 、のに、とない。 、のに、とない。 、のに、とない。 、のに、とない。 、のに、とない。 、とない、とない。 、とない、とない。 、とない、とない。 、とない、とない。 、とない、とない。 、とない。 、とない、とない。 、とない、とない。 、とない。 、とない。 、とない。 、とない。 、とない。 、とない。 、とない。 、とない。 、とない。 、とない、とない。 、とない、とない。 、とない、とない。 、とない、とない。 、とない、とない。 、とない、とない。 、とない、とない、とない。 、とない、とない、とない、とない、とない、とない、とない。 、とない、とない、とない、とない、とない、とない、とない、とない、とない、とない		
		3 事業者が するところに について改め 4 前第2項 条第2項(明	運営する他ホー」 こより精算をし、 うて「入居契約書 および第3項のも	ムへの変更については、事業者の計 退去手続きの上、再度変更先の居室 ・」を締結するものとする。 動合は、入居契約書【本体部】第40 回復)の定めに従い、入居者は変更	
手続の内容		3 事を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を	運営する他ホー、より特算をある。 より特算を発力を いて「人居契約者 および第3後におよび原状 護しおよび原状 後間の医師またに を得なり場合をし よび第五候形 はでの他様利。原無 はび身元保証 の他 と収金売り、月割 よび身元保証 し なり ないまない。 はなり ないまない。 はなり ないまない。 はないないない。 はないないない。 はないないない。 はないないない。 はないないないない。 はないないない。 はないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	場合は、入居契約書 「本体部」第46 回復)の定めに従い、入居者は変更 のとする。 は主治医の意見を聴く。 会いて、一定の観察期間を設ける。 、変更後の居室および介護サービン なのびにその内容について、説明を なりびに、の変用を のとする。	
手続の内容		3 事を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を	運営する他ホー、より特算をある。 より特算を発力を いて「人居契約者 および第3後におよび原状 護しおよび原状 後間の医師またに を得なり場合をし よび第五候形 はでの他様利。原無 はび身元保証 の他 と収金売り、月割 よび身元保証 し なり ないまない。 はなり ないまない。 はなり ないまない。 はないないない。 はないないない。 はないないない。 はないないない。 はないないないない。 はないないない。 はないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	への変更については、事業者の計算 退去手続きの、肝度変更度の計算 1)を締結するものとする。 6分は、入居労働等 1本体部 1 第4 (1回位)の定めに従い、入居者は変更 のとする。 4、いて、一定の観集期間を設ける。 て、変更後の居治および介護・ される で、で変しの経済があるのでで、 の間を得る。 を持ちると記載した変更要素を締結す が同じたせの内容について、説明を の間を出る。 を発音を記載した変更要素を締結す が開始をと載した変更要素を締結す が開始をと載した変更要素を締結す が開始をと変更要素を締結する。	
		3 事とこだ改項(国) 事をいて第項電子 (同) 1 協急と (同) 1 協急と (国) 2 緊入所容質 (国) 第 (日) 第 (日)	運営する他本とし、 連営すり特別を はり特別を が表別を が表別を が表別を が表別を が表別を が表別を が表別を が表別を が表別を が表別を が表別を が表別を が表別を が表別を が表別を が表別を がまいて がまいて がまいて がまいて がまいて がまいて がまいて がまいて がまいて がまいて がまいて がまいて がまいて がまいて がまいて がないで をを を を を を がないで を を を がないで を を がないで を を がないで を を がないで を がまいて がまいて がまいて がまいて がまいて を を がないで を がれれて がまいて が は が は が は が は が は が は は が は は は が は は は は は は は は は は は は は	への変更については、事業者の計算 退去手続きの上、再度変更度の計算 」を締結するものとする。 「多締結するものとする。 「多様とは、入居者は変更 のとする。 はないて、一定の観察期間を設ける。 こ、変更後の居当および介護・される 行面積および存譲すってて、設明を の居を得る。 、の間をやして、で、変更を審結すって、 設明を の居を名と、 を実現をを記載した変更要素を締結す。 が明なたまなり、 との間を得る。	
追加的費用の有無		3 事業者がに 事者といる。 第2といる。 第2といる。 第2といる。 第2 日本 第2 日本 第	運営する他本とし、 連営すり特別を はり特別を が表別を が表別を が表別を が表別を が表別を が表別を が表別を が表別を が表別を が表別を が表別を が表別を が表別を が表別を が表別を が表別を がまいて がまいて がまいて がまいて がまいて がまいて がまいて がまいて がまいて がまいて がまいて がまいて がまいて がまいて がまいて がないで をを を を を がないで を を がないで を を がないで を を がないで を がまいて がまいて がまいて がまいて がまいて がまいて がまいて がまいて を を がないで を がれいで を を がれいで を を がまいて が に が は が は が は が は が は が は が は が は が は が は が は は は は は は は は は は は は は	への変更については、事業者の計 退去手続きの上、再度変更多の計 引を締結するものとする。 引を締結するものとする。 毎台は、入居労力等 本体部】第4 国団(別)の定めに従い、入居者は変更 のとする。 急いて、一定の観察期間を設ける。 こ、変更後の居立および介護サー比ら ならびにその内容について、説明を の居を得る。 影用等を記載した変更要素を締結す。 動場が大震しませば、目標計画 が加払り表別、ませば、日本計画 が加払り表別、ませば、日本計画 が加払い表別、ませば、日本計画 が加払い表別、ませば、日本計画 が加払い表別、ませば、日本計画 が加払い表別、ませば、日本計画 が加払い表別、ませば、日本計画 が加払い表別、ませば、日本計画 が加払い表別、ませば、日本計画 が加払い表別、ませば、日本計画	
追加的費用の有無 居室利用権の取扱い	面積の増減	3 事業者がにいた。 事者といて改項項(例) 1 協力医やもおって。 1 協力医やもおって。 1 協力医やもおって。 1 協力医やもおって。 1 協力医やもおって。 1 協力医やもおって。 1 協力医やもおって。 1 は力をでいます。 1 はった。 1 はりをでいなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	運営する他ホレー まり特算という。 はり特別を開発的場合である。 はいましておよび第3の項が が表している。 を得ない元保証、 を得ない元保証、 を得ない元保証、 を提供している。 を提供している。 はいつきない。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	への変更については、事業者の計 退去手続きの上、再度変更多の計 引を締結するものとする。 引を締結するものとする。 毎台は、入居労力等 本体部】第4 国団(別)の定めに従い、入居者は変更 のとする。 急いて、一定の観察期間を設ける。 こ、変更後の居立および介護サー比ら ならびにその内容について、説明を の居を得る。 影用等を記載した変更要素を締結す。 動場が大震しませば、目標計画 が加払り表別、ませば、日本計画 が加払り表別、ませば、日本計画 が加払い表別、ませば、日本計画 が加払い表別、ませば、日本計画 が加払い表別、ませば、日本計画 が加払い表別、ませば、日本計画 が加払い表別、ませば、日本計画 が加払い表別、ませば、日本計画 が加払い表別、ませば、日本計画 が加払い表別、ませば、日本計画	
追加的費用の有無 居室利用権の取扱い	面積の増減 便所の変更	3 事といき (運営する他ホレー まり特別を はり特別を が表現の が表現の が表現の が表現の が表現の が表現の が表現の が表現の が表現の が表現の が表現の が表現の が表現の が表現の が表現の が表現の が表現の が表現の が表現の がまいて のの が表現の が表現の がまいて がまいて がまいて のの がまが のの がまが のの がまが のの がまが のの が がまれて	ふへの変更については、 事業者の別 退去手続きの上、再度変更なの居舎 引・を締結するものとする。 易合は、入居労助曹 本体部 3 第 4 1 国個 の 定めに従い、人居者は変更 ないて、一定の襲弊期間を設ける。 、変更後の居をおよびた"博・ナーと・ なのば、そので、で、変更をある。 なので、で、変更をある。 なので、で、で、変更をある。 なので、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、	
追加的費用の有無 居室利用権の取扱い 前払金償却の調整の有無		3 事を	運営する他本とし、 連営すり精展を はり精展を が表現を が表現を が表現を が表現を が表現を が表現を が表現を が表現を が表現を が表現を が表現を が表現を が表現を が表現を が表現を が表現を がまない。 を がまない。 を がまない。 を がまない。 を がまない。 を がまない。 を がまない。 を がまない。 を がない。 がない。 がない。 がは、 がは、 がない。 がな、 がない。 がな、 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない	ふへの変更については、事業者の別生 退去手続きの上、再度変更かの居金 引・を締結するものとする。 移台は、入居労働の情 本体部 3 第 4 (原位) の定かに従い、人居者は変更 は、一定の駆勢期間を設ける。 、変更後の居金およびを博サーと、 な変しないで、一定の駆撃が関いて、設明を のにその内容について、説明を の同意を得る。 前払い方式、または「提用方統」の めて「入居契約書」を締結する。 めて「入居契約書」を締結する。	
追加的費用の有無 居室利用権の取扱い	便所の変更	3 事業者が示いています。 事者といるでは、1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	運営する他本とし、 連営すり特別を はり特別を はい、 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、	ふへの変更については、事業者の別生 退去手続きの上、再度変更かの居金 引・を締結するものとする。 移台は、入居労働の情 本体部 3 第 4 (原位) の定かに従い、人居者は変更 は、一定の駆勢期間を設ける。 、変更後の居金およびを博サーと、 な変しないで、一定の駆撃が関いて、設明を のにその内容について、説明を の同意を得る。 前払い方式、または「提用方統」の めて「入居契約書」を締結する。 めて「入居契約書」を締結する。	
追加的費用の有無 居室利用権の取扱い 前払金償却の調整の有無	便所の変更 浴室の変更	3 事業者がには、 事者といる。 第 2 といる。 1 協知 B B B B B B B B B B B B B B B B B B	運営する他ホレー 連営する他ホレー まり特算を発明の が表現を表現の が表現の が表現の が表現の が表現の が表現の が表現の が表現の が表現の が表現の が表現の が表現の が表現の が表現の が表現の がの がの がの がの がの がの がの がの がの が	ふへの変更については、事業者の別生 退去手続きの上、再度変更かの居金 引・を締結するものとする。 移台は、入居労働の情 本体部 3 第 4 (原位) の定かに従い、人居者は変更 は、一定の駆勢期間を設ける。 、変更後の居金およびを博サーと、 な変しないで、一定の駆撃が関いて、設明を のにその内容について、説明を の同意を得る。 前払い方式、または「提用方統」の めて「入居契約書」を締結する。 めて「入居契約書」を締結する。	

(入居に関する事件)

料老人ホームにおける連帯の介護方法はよび接過方法ではこれに対応することができないとき(かかる場合、事業者は、原則として、協力医療機関の医師または主格 医の意見を覆き、一定の機関研じ機員の身体、生命・精神に危害を及ぼし、) (7)人居者の行動が、他の人居者または最適の身体、生命・精神に危害を及ぼし、) だは、その危害の切迫したおそれがあり、かつ、有料老人ホームにおける通常の方 選方法はおい存起力が正によれを助けってもことができないとき(かかる場合、事業者 可と置くものとして。 (6)人民學動書【本体記】第6条、保護・医性学の場上・または入居契約事【本体 部】第2 5条第1 項、第3項、第4項、禁止または制限される行為)の規定その他 本契約の規定に違反し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、こ 北を是正しないとき。 (9) その他、人居者、身元保証人、入居者の家族その他の人居者の関係者が、事業 者、職員、他の人居者等に対して社会適念上許等できないような行為を行う等、事業 業者との信間関係を破壊する行為があり、本契約を機能することが記機と認めわる るとき。 2 前項の場合、事業者は、通常に先立ち、入居者(入居者に弁明の能力がない場け は身元保証人)に対しず明の機会を設けるものとする。事業者は、居人・人居者の 実践が関係にかいて「確認し、を転先が近れ物合には、入居者、身在保証人 の有無等について確認し、移転先が近れかの合手のかける。 第17 波寸期日の水流において配慮するよう等からような。 (1) 人居契約書「本体部】第1 条 保証金的が次の合手のがすかれに該当したとき、 (2) 人民契約書「本体部】第1 条 保証金的に反す。 東京が利明したとき、または、反していると事業者が自理的に対所となき、 (3) 事業者は、人居者はの第1 第1 条 保定社会的場所にとき、 (2) 人民契約書「本体部】第1 条 実理発音(禁止または制度される行為)は が行為を行ったとき、または、反していると事業者が理的となりになっま。 (4) 長契約書 体体部】第1 条 実理の後、管理とは関される行為)は が同様の声音が、前項の事面を使したないで固定を連上がはたらない。 2 入居者は、本業者に対して、事業者の定める書面をもって、少なくとも解除日 3 日間に申し入れを行むことにより、本契約を解除した場合、入居者まは、事業者に対し、事業者に対して、事業者を定めった日の翌日から展集して、場合に他を含まる人民者 は、事業者に対し、事業者に関係を負けない。 2 入居者が、前項の書面を提出しないで図を達出した場合には、事業者が入島の 退去の事業を知った日の翌日から展集して、30日間をもって、解除されたものと する事件を強力に対していると事業が利明したときは、前の信信を変まず、成らに本契 が別を事間 本しても、何ら信むを見ず、信念に本契 が別を事間 本しても、何ら信むを見ず、ことされ、 が別を事間 本しても、何ら信むを見ず、信念に本契 が別を事間 本しても、何ら信むを見ず、信念に本契 が別を事には、事業者に関告がよりときは、何ら信むを見ず、ことも解除した場合、入居者は、事業者に関告がよりに関係する。 第2日本のよりに対しているといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるとい	(入居に関する要件)			
(事業者の規約解除) 1 事業者は、次の各参のいずれかに該当したときは、入居者に対し、居室の明護したを強化し、次数を持ち続いてきるかのいずれかに該当したときは、入居者に対し、居室の明護したを強化し、次数を持ち続いてきるが、1 () 入居時の借出等額に適か事項を記載し、または遺俗の資料を提出し、その他当人の人民財産と「体体配」第3 () 大 (人民族でよび (人民族でよび (人民族でよび (人民族 (人民族でよび (人民族でな (人民族でよび (人民族でよび (人民族でよび (人民族でな (人民族でよび (人民族でな (人民族でな (人民族でな (人民族でよび (人民族でな (人民族で) (人民族な) (人民族な) (人民族で) (人民族で) (人民族で) (人民族な) (人民族な	入居対象となる者	要支援、要介護		
1 事業者に、次の各やのいずれかに該当したときは、人居者に対し、民産の明報しを適告し、本契約を解除することができる。 (1)人居時の総出日書前に虚偽の事具を整置し、または虚偽の資料を提出し、その他の (1)人居時の総出日書前に虚偽の事具を整置し、または虚偽の資料を提出し、その他の (2)人居時が整しな体制、第30条 (人居食)工文払う発明)しためる前は金また1 内含を事業者が更めるお払明目までに支払うなかったとき (3)人民房が第1 (本作前 第31条 (人居後に支払う月間費用)し定める前額金また (1)としては定しる事業者に対する支払を20月以上提供し、または、正ちた理由にくしばして重要を1 (本作) 第1 (本) (4) (2) (4) (2) (4) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	留意事項		認定において、	要支援または要介護と認定された満65歳以上の
# 1	契約の解除の内容	1 事業者は、太安 (1)入居時の提出で (2)入医時の提出で (2)入医契約者を (2)入医契約者を (3)入居契約者を (4)を (3)人居契約者を (4)を (4)を (5)とからいる。 (5)とからいる。 (6)人居者ののに対して (6)人居者のに対して (6)人民を	の各号のい寸寸的 動き解除は偽の事 動き解除は偽の事 動き解除は偽の事 動物に関係の事 第300 8300 830	とができる。 項を記載し、または虚偽の資料を提出し、その他不 条 (人居までに支払う費用) に定める前払金または でに支払わなかったとき 系 (人居後に支払う月離費用) に定める月額費用。 たるとか引以上運産し、または、正当な理由な の期間を定めた値能したにもかかわらず支払わな または重大な過失により減失、毀損、汚損したと 外泊により、復帰の目診がたたず本契約を継続する を悪化し、継続的に医療行為が必要となり、かつ、有 多方法および接通方法ではこれに対応することがで 信息に関して、協力医療機関の医師または主治 を定くなりません。 ・精神に危害を及ほした。 または鬼間の身体・生命・精神に危害を及ほした または立ちる。 ・精神を人体・生命・特神に危害を必要に の医師または主治医の意見を感じ、一定の機関別 (協護、本借等の禁止)または入居契約事間、本件 (協護、本借等の禁止)または入居契約事間、本件 を有項(議述または制限される行為)の規定での他
事業主体から解約を求める場合 解約予告期間 なし 入居者からの解約予告期間 少なくとも解除日の30日前 体験入居 カり 内容 期間:6治7日を限度とする。 費用:費用 1治2日 (3食、間食付) 11,000円(税込) 2つ他費用 (オムツ代・日用雑貨品等、実費) 入居定員 45 人	契約の解除の内容	業者とよう。 「中国保証人」では、 の家院等と、 の家院等と、 の家院等を、 の家院等を、 の家院等を、 の家院等を、 の家院等を、 の家院等を、 の家院等を、 の家院等を、 の家院等を、 の家院等を、 の家院等を、 のの家院ので、 のの家院等を、 のの家庭の、 ののる。 ののるの。 ののる。 ののるの。 ののるの。 ののるの。 ののる。 のの。 のの	を破棄者は、901 温齢転が発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発	9ののり、本実的を継続することが出版と応めのは、 に先立ち、人居者 (人展客によ門の能力がない場合 を設計さものとする。事業者は、入股者の移転を たがない場合には、入居者 カア低器人、人民者の をの確保にできる限り協力し、解除日および居室を 健子るよう努めるのとする。 保証しが次の各号のいずれかに該当したときは、何 に本契約を解除することができる。 1条(仮社会的勢力に関する表明・保証)に反する 1条(仮社会的勢力に関する表明・保証)に反する 5条第2項各号(療止または制限される行為)に掲 第3項に基づき本契約を解除した場合、入居者また 何らこれを賠償する責任を負わない。 事業者の定める書面をもって、少なくとも解除日の より、本契約を解除することができる。入居者 に関密を明け戻せなければならは、事業者が入居者 から起算して30日目をもって、郷株はれたものと 人民契約等「本体部」等11条(反社会的勢力に関 は即用)ととます。有5年の年の第2年の
期間: 6泊7日を限度とする。 専用: 費用 1泊2日 (3食、間食付) 11,000円 (税 込) さの他費用 (オムツ代・日用雑貨品等、実費) 入居定員 45 人	事業主体から解約を求める場合			
株験入居 あり 内容 費用 : 費用 1泊2日 (3食、間食付) 11,000円 (税 i 込) さの他費用 (オムツ代・日用雑貨品等、実費) 入居定員 45 人	入居者からの解約予告期間	少なくとも解除日	の30日前	
	体験入居	あり	内容	費用:費用 1泊2日 (3食、間食付) 11,000円 (税 込)
# - U	入居定員	45	人	
その他	その他			

5 職員体制

(職種別の職員数)

		職員数(実人数)			常勤換算人数	
		合計				兼務している職種名及び人数
			常勤	非常勤		
管理	者	1	1	0	1.0	
生活	相談員	1	1	0	1.0	
直接	処遇職員	20	18	2	18. 9	
	介護職員	17	16	1	16. 4	
	看護職員	3	2	1	2. 5	機能訓練指導員1名
機能	訓練指導員	1	1	0	0.1	看護職員1名
計画	作成担当者	1	1	0	1.0	
栄養	士	5	未託 (c,	つMDOケラ	プフーズ株式会社)	
調理員		/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /				
事務員		2	1	1	1. 3	
その他職員		4	0	4	1.5	
1週	間のうち、常勤	の従業者だ	が勤務すん	べき時間数		40 時間

(資格を有している介護職員の人数)

	合計	備考		
		常勤	非常勤	10用45
介護福祉士	8	7	1	
介護福祉士実務者研修修了者	6	6	0	
介護職員初任者研修修了者	1	1	0	

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計				
		常勤	非常勤		
看護師又は准看護師	1	1	0		
理学療法士	0	0	0		
作業療法士	0	0	0		
言語聴覚士	0	0	0		
柔道整復士	0	0	0		
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0		
はり師	0	0	0		
きゅう師	0	0	0		

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間 (16 時~ 10 時)					
	平均人数		最少時人数(宿直者・休憩者	(等を除く)	
看護職員		人		人	
介護職員	2	人	1	人	
生活相談員		人		人	
		人		人	

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

	特定施設入居者生活介護の利		職員配置比率	3:1以上	
^> D1 D	実際の配	置比率	0.0.1		
	(一般型特定施設以外の場合、本欄は省略)	(記入日	時点での利用者数:常勤換算職員	2.2 : 1	
			ホームの職員数	人	
	付名八小一五の月 護り一口 71座供中間		訪問介護事業所の名称		
			訪問看護事業所の名称		
			通所介護事業所の名称		

(職員の状況)

		他の職務との兼務					あり				
管理	者	業務に係る 資格等		あり	資格等の名称		ヘルパー2級				
		看護	職員	介護耶	損	生活村	目談員	機能訓絲	東指導員	計画作	成担当者
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年者数	度1年間の採用	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0
者数	度1年間の退職	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
た業 職務	1年未満	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
員の人数に従事し	1年以上 3年未満	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0
た経験	3年以上 5年未満	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
年数に応	5年以上 10年未満	0	1	5	0	0	0	0	0	1	0
じ	10年以上	2	0	1	1	1	0	1	0	0	0
備考	備考										
従業	者の健康診断の	実施状況		あり							

	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
職員体制職員数	2	1	16	1	1	0	1	0	1	0
職員の状況職員数	2	1	16	1	1	0	1	0	1	0
合致の有無	ОК	ОК	ОК	ОК	ОК	ОК	ОК	ОК	ОК	ок

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態		利用権方式					
		選択方式	選択方式				
利用料金の支払い方式		選択方式の		前払い方	式		
		※該当する方 択	八を至し悪	月払い方	式		
年齢に応じた金額設定		あり					
要介護状態に応じた金額設	定	なし					
入院等による不在時におけ	ス利用料全	なし					
(月払い)の取扱い	入院等による不在時における利用料金 (月払い) の取扱い		入院中も 金は発生	2 411 4 1 1 1 1 1 1 1 1	売しておりますので、その間の利用料		
利用料の請求及び支払方法について		・利用融家を座事す業の・用回数は、これの・用の表別をは、これの・用の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	引が当う利にな、用落休額。用通お利能な、用通お利能が、の知、用値が用が開かり、用値はある。 手に振者の	、場合 場合、 場合、 場合、 場合、 場合、 場合、 場合、 場合、 場合、	の方法により支払う。 指定の金融機関の口座から毎月27日 営業日)に行い、利用者は、基本利用 費)の翌月分及びその他の利用料の前 の支払いに間に合わない場合、利用者 こ事業者が指定する口座に振り込むも は、利用者の負担とする。 利用者が利用した各種サービス毎の利 獲保険給付対象と対象外の区別等の明 の請求書を交付する。		
利用料金の改定	条件	事業者は、 者物価指数は			、所在する地域の自治体が発表する消費		
70万代並の以た	手続き	運営懇談会	において	説明し、そ	その意見を聴いて行うものとする		

(代表的な利用料金のプラン)

११८३	代表的な利用料金のブラン) 						
			プラン 1 シャワー無しタイプ月払い	プラン1 シャワー付きタイプ月払い			
入居者の状況		要介護度	-				
八店	有仍状况	年齢	-				
		部屋タイプ	介護居室個室	介護居室個室			
		床面積	18. 26 m²∼19. 96 m²	25. 00 m²			
		トイレ	あり	あり			
居室	の状況	洗面	あり	あり			
		浴室	なし	あり			
		台所	なし	なし			
		収納	なし	あり			
7 E	時点で必要な費用						
八店	时息で必要な賃用						
月額	費用の内訳						
	家賃 (非課税)		114,000円	129,000円			
	食費(税込)※30日	の場合	79, 134円	79, 134円			
	管理費 (税込)		106,040円	106, 040円			
	共用部家賃相当額(非課税)	48,000円	48,000円			
	光熱水費		管理費に含む	管理費に含む			
	状況把握・生活相談サービス費		-	-			
	特定施設入居者生活	介護の費用(※)	別添3・4のとおり	別添3・4のとおり			
	介護保険外サービス	の費用	別途(別添2参照)	別途(別添2参照)			

備考 ※介護保険費用1割、2割又は3割の利用者負担(利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。)

(利用料金の算定根拠等)

家賃	支払地代家賃額、修繕費、管理事務費等を考慮し、近隣の同業種の 家賃額も勘案して設定
邮~ △	家賃のか月分
敷金	解約時の対応
前払金	<
食費	79,134円(税込) (1人あたり/30日の場合) 食費に含まれるサービス:献立、栄養管理、調理配膳、食事サービ ス全般等。3日前までに欠食の届出があった場合、食事ごとに食材費 を返金する。ただし、緊急入院等、不測の事態と事業者が認めた場 合に限り、当日欠食分より食材費を返金します。 食材費:1,240円 [朝食270円、昼食560円、夕食410円] (税抜) 厨房管理費:1,170円(税抜) ※軽減税率の適用条件は契約書表題部参照
管理費	水道光熱費、事務経費、衛生管理費、保守管理費等
状況把握及び生活相談サービス費	-
光熱水費	共用部分、個人居室分とも管理費に含みます。
	【原状回復のための費用の算定方法】 ご入居者は、居室を明け渡すときに「入居契約書に定める原状回 復規程」に従い、改装及び設備に付加した部分を原状に復するもの とし、その費用負担については事業者と協議の上決定するものとし ます。また、特約条項として、退去時の清掃に関しご入居者は「入 居契約書別表 2」に従い清掃をするものとします。なお、この清掃 を事業者に定額費用17,600円(税込)で委託できるものとします。
上乗せ介護費(介護保険外)	_
介護保険外で個別の希望等に基づき提供されるサービス (介護保険外)	別添2を参照
その他のサービス利用料	自立の方の費用 日額3,300円(税込) 入居後に自立と認定され、継続して入居をし、ご入居者の選択により要支援者と同等のサービスを受ける場合の費用 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)			
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の 介護サービス (上乗せサービス)	-			
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。				

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

(削払金の受領) ※削払金	を受領していない場合は省略	
算定根拠		想定居住期間の家賃相当額および想定居住 期間を超えて入居契約が継続する場合に備 えて受領する費用。
想定居住期間(償却年月数	女)	6年(2,191日)
償却の開始日		入居日
想定居住期間を超えて契約 額(初期償却額)	つが継続する場合に備えて受領する	標準前払金の28%
初期償却額		28%
	入居後3月以内の契約終了	入居日から3か月以内に解約(死亡退去も含む)の申出がなされた場合は、設置者は、前払金から利用日数に応じた施設利用料(※)を差し引いた残額を身元保証人に返還いたします。なお、算出した施設利用料に千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。返還金=標準前払金ー施設利用料(※)(※)施設利用料=(標準前払金ー想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額(初期償却))÷2,191日×利用日数 ※入居日に満85歳未満の方は別紙参照
返還金の算定方法	入居後3月を超えた契約終了	入居契約書第34条に定める各事由に基づき契約終了したとき、入居日から契約終了日までの日数(以下「入居日数」という)が6年(2,191日)未満の場合には、次の計算式によって算出した額を返還金として、身元保証人に返還します。なお、千円未満の端数がでた場合にはその端数は切り捨てます。 返還金=(標準前払金ー想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額(初期償却))×(2,191日一入居日数)/2,191日 ※入居日に満85歳未満の方は別紙参照
前払金の保全先	2 信託契約を行う信託会社等の 名称	みずほ信託銀行株式会社

7 入居者の状況

(入居者の人数)

	65歳未満	0 人
年齢別	65歳以上75歳未満	1 人
十一图印力门	75歳以上85歳未満	4 人
	85歳以上	40 人
	自立	0 人
	要支援1	1 人
	要支援2	1 人
要介護度別	要介護1	12 人
女月 曖戾別	要介護2	10 人
	要介護3	7 人
	要介護4	10 人
	要介護5	4 人
	6か月未満	5 人
	6か月以上1年未満	3 人
入居期間別	1年以上5年未満	24 人
	5年以上10年未満	13 人
	10年以上	0 人
喀痰吸引の必要	な人/経管栄養の必要な人	人 / 人
入居者数		45 人

(入居者の属性)

性別	男性		10	人	女性	35 人		
男女比率	男性		22. 2	%	女性	77.8 %		
入居率	100.0	% 平均年齢		90.8	歳	平均介護度	2. 53	

(前年度における退去者の状況)

	自宅等		0 人
	社会福祉施設		1 人
退去先別の人数	医療機関		1 人
	死亡者		4 人
	その他		2 人
			0 人
	施設側の申し出	(解約事由の例)	
生前解約の状況			
(土) 时			4 人
	入居者側の申し出	(解約事由の例)	
		他施設への転居、医療機関への入院等	

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		SOMPOケア株式会社 お客様相談窓口				
電話番号 / FAX		0120-65-1192				
対応している時間	平日	9:00~18:00				
定休日		土日祝日、年末年始は定休日です。この際は事業所にご連絡ください。				
窓口の名称(事業所)		SOMPOケア ラヴィーレ豊中(生活相談員)または要望カード				
電話番号 / FAX		06-6842-2165 / 06-6842-2166				
	平日	9:00~18:00				
対応している時間	土曜	9:00~18:00				
	日曜・祝日	9:00~18:00				
定休日		-				
窓口の名称 (有料所管庁)		豊中市福祉部長寿社会政策課				
電話番号 / FAX		06-6858-2838 / 06-6858-3146				
対応している時間	平日	8:45~17:15				
定休日		土日祝日、12/29~1/3				
窓口の名称 (豊中市健康福祉サービス苦情調整委員会)		話して安心、困りごと相談 (豊中市健康福祉サービス苦情調整委員会)				
電話番号 / FAX		06-6858-2815 / 06-6854-4344				
対応している時間	平日	9:00~17:15				
定休日	·	土日祝日、12/29~1/3				
窓口の名称 (大阪府国民健康保険団体	本連合会)	大阪府国民健康保険団体連合会				
電話番号 / FAX		06-6949-5418 / -				
対応している時間	平日	9:00~17:00				
定休日		土日祝日				
窓口の名称(利用者保険者	針(上記以外))					
電話番号 / FAX		/				
対応している時間	平日					
定休日						
窓口の名称(虐待の場合)		豊中市福祉部長寿安心課				
電話番号 / FAX		06-6858-2866 / 06-6858-3611				
対応している時間	平日	8:45~17:15				
定休日		土日祝日、12/29~1/3				

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

	加入先	損害保険ジャパン株式会社		
損害賠償責任保険の加入状況	加入内容	福祉事業者賠償責任保険		
	その他			
賠償すべき事故が発生したときの対応	事故対応マニュアル	に基づき、速やかに対応		
事故対応及びその予防のための指針	あり			

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

		ありの場合				
			実施日		随時	
	あり					
る取組の状況			結果の開示	開示の方法	去	運営懇談会等(個人を特定 可能な情報は消去し、匿名 化する)
		あり	ありの場合			
			実施日			
第三者による評価の実施状況	なし		評価機関名称			
			結果の開示			
			小日/下マン 刊/八、	開示の方法	去	

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に交付
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	入居希望者に公開

10

Ŧ	の他								
			あ	りの場合					
				開催頻度	年 2回				
運	運営懇談会			構成員					
				しの場合の代替 置の内容					
		あり	虐	待防止対策検討委	員会の定期的な開催				
高	齢者虐待防止のための取組の状	あり	指針の整備						
況		あり	定	定期的な研修の実施					
		あり	担	当者の配置					
		あり	身	体的拘束等適正化	た検討委員会の開催				
		あり	指	針の整備					
	11 11 11 -b - Marie II Mr - 97 (m - 10	あり	定	期的な研修の実施	<u> </u>				
身況	体的拘束の適正化等の取組の状	あり	緊為	急やむを得ない場 (身体的拘束等)	合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行 を行うこと				
		809			・行う場合の態様及び時間、入居者の状 急やむを得ない場合の理由の記録 あり				
		あり		染症に関する業務					
		あり	災	害に関する業務継	統計画				
	務継続計画(BCP)の策定状	あり	職員に対する周知の実施						
況	等	あり	定期的な研修の実施						
		あり	定期的な訓練の実施						
		あり	定	期的な業務継続計	一画の見直し				
提	携ホームへの移行	なし	ホ	りの場合の提携 ーム名					
個	人情報の保護	事業者およびその職員は、業務上知り得た入居者、身元保証人および入居者の家族に 関する秘密および個人情報についてはその保護に努め、入居者もしくは他の入居者の 生命・身体・精神に危険がある場合、法令に基づく場合、法令により許容されている場 合等。正当な理由がある場合または当該秘密もしくは個人情報の主体の事前の同意が ある場合を除き、契約期間中および契約終了後も、第三者に漏らすことはない。							
緊	急時等における対応方法	事業者は、入居者の急病、事故による負傷、その他必要な場合は、すみやかに入居者 の主治の医師(以下「主治医」という)または協力医療機関等への連絡を行うととも に必要な措置を講じる。							
	阪府福祉のまちづくり条例に定 る基準の適合性	適合		適合の場合 内容					
導	中市有料老人ホーム設置運営指 指針「7. 規模及び構造設備」 合致しない事項	なし							
	合致しない事項がある場合の内 容								
	「8. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	代替措置 の内容	登等						
	不適合事項がある場合の入居者 への説明								
Ŀ	記項目以外で合致しない事項	なし							
	合致しない事項の内容								
	代替措置等の内容								
	不適合事項がある場合の入居者								
	への説明								

添付書類:別添1 事業主体が豊中市で実施する他の介護保険事業所一覧表

別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

	別添3	特定施設	入居者生活	舌介護等に関す	「る利用料金表	₹		
	別添4	介護報酬	額の自己な	負担基準表				
	重要事項のP 者より説明を			ービス等及び	その他のサー	ビスの提供事	業者を自由に	選択できることに
令和	年 (年)	月	日				
(入居者)							
住 所								
氏 名					様			
(入居者	代理人)							
住 所								
氏 名					様			

	上記の重要事項の内容、	並びに、	医療サービス等及びその他のサービスの提供事業者を自由に選択できる
3	とについて、入居者、入	居者代理	単人に説明しました。

	令和	年 (年)	月	日
(事業者)					
説明者氏名					

(別添1) 事業主体が豊中市で実施する他の介護保険事業所一覧表

介護保険サービスの種類		事業所の名称		所在地
<居宅サービス>				
訪問介護	あり		事業所-	一覧参照
訪問入浴介護	なし			
訪問看護	なし			
訪問リハビリテーション	なし			
居宅療養管理指導	なし			
通所介護	なし			
通所リハビリテーション	なし			
短期入所生活介護	なし			
短期入所療養介護	なし			
特定施設入居者生活介護	あり		事業所-	一覧参照
福祉用具貸与	なし			
特定福祉用具販売	なし			
<地域密着型サービス>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり		事業所-	
夜間対応型訪問介護	あり			一覧参照
地域密着型通所介護	なし			
認知症対応型通所介護	なし			
小規模多機能型居宅介護	なし			
認知症対応型共同生活介護	あり		 事業所-	一覧参照
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし			
看護小規模多機能型居宅介護	なし			
居宅介護支援	あり		事業所-	一覧参照
<介護予防サービス>				
介護予防訪問入浴介護	なし			
介護予防訪問看護	なし			
介護予防訪問リハビリテーション	なし			
介護予防居宅療養管理指導	なし			
介護予防通所リハビリテーション	なし			
介護予防短期入所生活介護	なし			
介護予防短期入所療養介護	なし			
介護予防特定施設入居者生活介護	あり		事業所-	一覧参照
介護予防福祉用具貸与	なし			
特定介護予防福祉用具販売	なし			
<地域密着型介護予防サービス>				
介護予防認知症対応型通所介護	なし			
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし			
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり		事業所-	一覧参照
介護予防支援	なし			
<介護保険施設>				
介護老人福祉施設	なし			
介護老人保健施設	なし			
介護療養型医療施設	なし			
介護医療院	なし			

事業 所一覧

サービス	事業所番号	所在地
	事業所名	//.— <u>-</u>
(介護予防)特定施設	2 7 7 4 0 0 1 1 3 1	〒561-0804
入居者生活介護	そんぽの家 豊中南曽根	大阪府豊中市曽根南町二丁目12番25号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 4 0 0 1 5 3 7	〒561-0884
入居者生活介護	SOMPOケア ラヴィーレ豊中	豊中市岡町北3丁目5番22号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 4 0 0 1 8 5 9	〒561-0855
入居者生活介護	そんぽの家 豊中野田	大阪府豊中市野田町20番1号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 4 0 0 2 0 1 4	〒561-0835
入居者生活介護	そんぽの家 豊中庄本町	大阪府豊中市庄本町三丁目9番20号
(介護予防) 認知症	2 7 7 4 0 0 1 0 5 7	〒561-0844
対応型共同生活介護	そんぽの家 豊中利倉	大阪府豊中市利倉西二丁目1番1号
(介護予防) 認知症	2 7 7 4 0 0 1 1 3 1	〒561-0804
対応型共同生活介護	そんぽの家 豊中南曽根	大阪府豊中市曽根南町二丁目12番25号
	2 7 7 4 0 0 6 4 4 5	〒561-0828
居宅介護支援	SOMPOケア 豊中 居宅介護支援	大阪府豊中市三和町一丁目2番23号
訪問介護	2 7 7 4 0 0 8 7 5 5	〒561-0884
訪問介護相当サービス	SOMPOケア 豊中 訪問介護	豊中市岡町北3丁目5番22号
定期巡回・随時対応型	2 7 9 4 0 0 0 8 4 0	〒561-0884
訪問介護看護	SOMPOケア 豊中 定期巡回	豊中市岡町北3丁目5番22号
	2 7 9 4 0 0 0 8 5 7	〒561-0884
夜間対応型訪問介護	SOMPOケア 豊中 夜間訪問介護	豊中市岡町北3丁目5番22号

介護サービス等の一覧表①

2024/10/1現在

要介護認定区分	ı	自立	要支援2				
サービスの分類	自立介護費、前払金 及び月額利用料に 含むサービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	
<介護サービス>							
〇巡回							
昼間 9:00 ~18:00	-	-	状態に応じて※4	=	状態に応じて※4	-	
夜間 18:00~9:00	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	
○食事介助	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	
○排泄							
排泄介助	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	
おむつ交換	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	
おむつ代	-	実費/持込	-	実費/持込	-	実費/持込	
	浴室使用週2回	700 772	週2回	700 772	週2回	700 772	
一般浴介助	状態に応じて※4	-	週2回	-	週2回		
清拭	状態に応じて※4	- 希望による週3回目からの援 助実施は別料金※1	未入浴時 状態に応じて※4	希望による週3回目からの援 助実施は別料金※1	未入浴時 状態に応じて※4	希望による週3回目からの援 助実施は別料金※1	
特浴介助	_	-	- W.S.IC/00 C/A-4	-	- V/881C/00 C/A-4		
○身辺介助	+		_		_		
体位交換	_	_	=	_	_	_	
14世父撰 居室からの移動		-		_		_	
	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4		
衣類の着脱	状態に応じて※4		状態に応じて※4		状態に応じて※4		
身だしなみ介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	=	状態に応じて※4	-	
行動障害対応※2	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	
〇機能訓練	-	別料金※1	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	
○通院の介助							
協力医療機関	-	別料金※1	付添	-	付添	-	
協力医療機関以外	-		-	別料金※1	-	別料金※1	
○緊急時対応							
ナースコール	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	
緊急搬送	適宜対応	=	適宜対応	=	適宜対応	=	
生活サービス>							
○家事							
清掃(居室)	週1回	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	
洗濯	週1回	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	
リネン交換	週1回	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	
洗濯(業者依頼分)	-	実費	-	実費		実費	
○理美容	-	実費	ī	実費	-	実費	
〇代行							
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	
役所手続き	-	別料金※1	-	別料金※1	-	別料金※1	
○日用雑貨費用	-	実費	=	実費	=	実費	
健康管理サービス>							
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	
○健康相談	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	
○生活指導	適宜対応	_	適宜対応	_	適宜対応	_	
○医師の往診	- ASEA,170	医療費自己負担	-	医療費自己負担	- ASE 7170	医療費自己負担	
〇服薬	状態に応じて※4	- 四原复合乙共三	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3	
○//// : 入退院時、入院中のサービス>	1/28/L/00 C/X4		1人思に心して水4	采用百柱水3	1人思に心して水4	采用百柱水3	
○医療費	_	医療費自己負担	_	医療費自己負担	_	F 伝 典 白 コ 色 扫	
○移送サービス	-	実費	協力医療機関へ移送、緊急 時の病院等への移送サービス は、上記の緊急時対応として 行います。	協力医療機関以外は 実費	協力医療機関へ移送、緊急 時の病院等への移送サービス は、上記の緊急時対応として 行います。	医療費自己負担 協力医療機関以外は 実費	
○入院中の生活援助	_	別料金※1		則對今※1	-	則料今※1	
○ 人 阮 中 切 生 活 抜 切 ○ そ の 他 の サ ー ビス >	-	かれ 本次 1	=	別料金※1	=	別料金※1	
アクティビティ、その他サービス	1		N=0-10-		N#6-1		
ホームが一律に提供する場合	-	実費	必要に応じて 付添援助	実費	必要に応じて 付添援助	実費	
入居者の希望またはホームが参加者 を募集して提供する場合	-	実費	-	※ 5	_	※ 5	

^{※1} ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯(日中:8~18時、夜朝:6~8時及び18~22時、深夜:22~6時)により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。

な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。 【15分の場合】 日中:1,540円 夜朝:1,925円 深夜:2,310円、【30分の場合】 日中:2,475円 夜朝:3,093円 深夜:3,712円、【以降30分】 日中:2,475円 夜朝:4,712円、日本:4,712円、

- ※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。
- ※3 【協力調剤薬局を利用する場合】

薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「(介護予防)特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の1割から3割の負担が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

- ※4 ケアプラン(特定施設入居者生活介護計画書)の内容に基づき、サービスを実施します。
- 3 ①実費(参加費、交通費、材料費等)、②付添援助(31に定める別料金)等、事前に参加費のご案内をいたします。

介護サービス等の一覧表②

2024/10/1現在

要介護認定区分	定区分 要介護1 要		要介	護2	要介護 3		
サービスの分類	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	
<介護サービス>							
〇巡回							
昼間 9:00 ~18:00	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	
夜間 18:00~9:00	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	_	
○食事介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	
○排泄							
排泄介助	状態に応じて※4	=	状態に応じて※4	=	状態に応じて※4	=	
おむつ交換	状態に応じて※4	=	状態に応じて※4	=	状態に応じて※4	=	
おむつ代	_	実費/持込	_	実費/持込	_	実費/持込	
〇入浴	週2回		週2回		週2回		
一般浴介助	週2回		週2回		週2回		
清拭	未入浴時 状態に応じて※4	希望による週3回目からの援 助実施は別料金※1	未入浴時 状態に応じて※4	希望による週3回目からの援 助実施は別料金※1	未入浴時 状態に応じて※4	希望による週3回目からの扱 助実施は別料金※1	
特浴介助	-		-		状態に応じて※4		
○身辺介助					DOBIE POO CARA		
体位交換	_	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	
居室からの移動	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	=	
衣類の着脱	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	
身だしなみ介助			状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	
行動障害対応※2	状態に応じて※4 状態に応じて※4	_		_	状態に応じて※4	_	
			状態に応じて※4				
〇機能訓練	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	
○通院の介助	1150				1134		
協力医療機関	付添	- multiple A section	付添	- mildel A sec	付添	mulded A have	
協力医療機関以外	-	別料金※1	-	別料金※1	-	別料金※1	
○緊急時対応							
ナースコール	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	_	
緊急搬送	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	
生活サービス>							
○家事							
清掃(居室)	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	
洗濯	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	
リネン交換	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	
洗濯(業者依頼分)	-	実費	ı	実費	ı	実費	
○理美容	-	実費	-	実費	-	実費	
〇代行							
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	
役所手続き	-	別料金※1	-	別料金※1	_	別料金※1	
〇日用雑貨費用	-	実費	-	実費	-	実費	
(健康管理サービス>							
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	
○健康相談	適宜対応	_	適宜対応	-	適宜対応	_	
○生活指導	適宜対応	=	適宜対応	=	適宜対応	=	
○医師の往診	_	医療費自己負担	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担	
○服薬	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3	
(入退院時、入院中のサービス>	y (1011270 0 4711 1	310713 11 11 11 11	3 (Inchia) (Inchia)	2000	300000000000000000000000000000000000000	2000	
〇医療費	_	医療費自己負担	_	医療費自己負担	-	医療費自己負担	
○移送サービス	協力医療機関へ移送、緊急 時の病院等への移送サービス は、上記の緊急時対応として 行います。	協力医療機関以外は 実費	協力医療機関へ移送、緊急 時の病院等への移送サービス は、上記の緊急時対応として 行います。	協力医療機関以外は 実費	協力医療機関へ移送、緊急 時の病院等への移送サービス は、上記の緊急時対応として 行います。	協力医療機関以外は 実費	
○入院中の生活援助	_	別料金※1	-	別料金※1	-	別料金※1	
その他のサービス>		77777 X I		7777 W. I		νη-1± Λ. Ι	
アクティビティ、その他サービス							
ホームが一律に提供する場合		実費	必要に応じて 付添援助	実費	必要に応じて 付添援助	実費	
入居者の希望またはホームが参加者 を募集して提供する場合	17] 於抜助	* 5	1)	* 5	19	* 5	

^{※1} ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯(日中:8~18時、夜朝:6~8時 及び 18~22時、深夜:22~6時)により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要

円(すべて税込の金額)。

- ※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。
- ※3 【協力調剤薬局を利用する場合】

薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「(介護予防)特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の1割から3割の負担 が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

- ※4 ケアプラン(特定施設入居者生活介護計画書)の内容に基づき、サービスを実施します。
- 3 ①実費(参加費、交通費、材料費等)、②付添援助(31に定める別料金)等、事前に参加費のご案内をいたします。

介護サービス等の一覧表③

2024/10/1現在

要介護認定区分	要介	·護 4	要介	`護 5
サービスの分類	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス
<介護サービス>				
〇巡回				
昼間 9:00 ~18:00	状態に応じて※4	=	状態に応じて※4	-
夜間 18:00~9:00	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
○食事介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
○排泄				
排泄介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
おむつ交換	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
おむつ代	_	実費/持込	-	実費/持込
〇入浴	週2回		週2回	
一般浴介助	週2回		週2回	
清拭	未入浴時 状態に応じて※4	希望による週3回目からの援助実施は別料金※1	未入浴時 状態に応じて※4	希望による週3回目からの援 助実施は別料金※1
特浴介助	状態に応じて※4		状態に応じて※4	-
〇身辺介助	PARTE POOL CALL		NONE OU CALT	
体位交換	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_
居室からの移動	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_
衣類の着脱	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_
身だしなみ介助		_	状態に応じて※4	_
	状態に応じて※4	_		_
行動障害対応※2	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_
〇機能訓練	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
○通院の介助	,,,,,		//	
協力医療機関	付添	mittel A vec	付添	-
協力医療機関以外	-	別料金※1	-	別料金※1
〇緊急時対応				
ナースコール	適宜対応	=	適宜対応	=
緊急搬送	適宜対応	-	適宜対応	=
<生活サービス>				
○家事				
清掃(居室)	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1
洗濯	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1
リネン交換	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1
洗濯(業者依頼分)	-	実費	-	実費
○理美容	-	実費	=	実費
〇代行				
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1
役所手続き	_	別料金※1	-	別料金※1
〇日用雑貨費用	-	実費	-	実費
<健康管理サービス>				
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担
○健康相談	適宜対応	-	適宜対応	-
○生活指導	適宜対応	-	適宜対応	-
○医師の往診	_	医療費自己負担	_	医療費自己負担
○服薬	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3
<入退院時、入院中のサービス>				
○医療費	-	医療費自己負担	=	医療費自己負担
○移送サービス	協力医療機関へ移送、緊急 時の病院等への移送サービス は、上記の緊急時対応として 行います。	協力医療機関以外は 実費	協力医療機関へ移送、緊急 時の病院等への移送サービス は、上記の緊急時対応として 行います。	協力医療機関以外は 実費
○入院中の生活援助	_	別料金※1	_	別料金※1
<その他のサービス>	1			
アクティビティ、その他サービス				
ホームが一律に提供する場合	必要に応じて 付添援助	実費	必要に応じて 付添援助	実費
入居者の希望またはホームが参加者 を募集して提供する場合	-	※ 5	-	* 5

^{※1} ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯(日中:8~18時、夜朝:6~8時 及び 18~22時、深夜:22~6時)により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要

円(すべて税込の金額)。

- ※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。
- ※3 【協力調剤薬局を利用する場合】

薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「(介護予防)特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の1割から3割の負担 が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

- ※4 ケアプラン(特定施設入居者生活介護計画書)の内容に基づき、サービスを実施します。
- 3 ①実費(参加費、交通費、材料費等)、②付添援助(31に定める別料金)等、事前に参加費のご案内をいたします。

(別添3)特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表(介護保険自己負担額)【自動計算】

当施設の地域区分単価 4級地 10.54円

利用者負担額は、1割を表示しています。

但し、法令で定める額以上の所得のある方は、2割又は3割負担となります。

基本		1日あた	り (円)	30日あたり	り (円)	備考	
要介護度	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
要支援 1		183	1,928	193	57, 864	5, 787	介護予防特定施設入
要支援 2		313	3, 299	330	98, 970	9, 897	所者生活介護の費用
要介護 1		542	5, 712	572	171, 380	17, 138	
要介護 2		609	6, 418	642	192, 565	19, 257	<u>短期利用</u> 特定施設入
要介護3		679	7, 156	716	214, 699	21, 470	居者生活介護 【地域 密着型も含む】 <u>も同</u>
要介護 4		744	7, 841	785	235, 252	23, 526	額の費用
要介護 5		813	8, 569	857	257, 070	25, 707	
			1日あた	り (円)	30日あたり	り (円)	
加算費用	算定の有無等	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	算定回数等
個別機能訓練加算(I)	なし						1日につき
個別機能訓練加算(Ⅱ)	なし						1月につき
ADL維持等加算	(II)	60	-	-	60	6	1月につき
夜間看護体制加算	(Ⅱ)	9	94	10	2, 845	285	1日につき
協力医療機関連携加算	あり①	100	-	-	1, 054	106	1月につき
	(I)	72	758	76	-	-	死亡日以前31日以上 45日以下(最大15日
看取り介護加算		144	1, 517	152	-	-	死亡日以前4日以上30 日以下(最大27日
有以 ケガ 暖加 芽	(1)	680	7, 167	717	-	-	死亡日以前2日又は3 日(最大2日間)
		1, 280	13, 491	1, 350	=	-	死亡日
入居継続支援加算	なし						1目につき
生活機能向上連携加算	なし						1月につき
若年性認知症入居者受入加算	あり	120	1, 264	127	37, 944	3, 795	1日につき
科学的介護推進体制加算	あり	40	-	-	40	4	1月につき
口腔・栄養スクリーニング加算	あり	20					1回につき
退院・退所時連携加算	あり	30	316	32	9, 486	949	1目につき
退居時情報提供加算	あり	250					1回につき
認知症専門ケア加算	なし						1日につき
高齢者施設等感染対策向上加算	なし						1月につき
生産性向上推進体制加算	(I)	100		_	1, 054	106	1月につき
新興感染症等施設療養費	なし						1日につき (1月1回連続す る5日間を限度)
サービス提供体制強化加算	(Ⅲ)	6	63	7	1, 897	190	1日につき
介護職員等処遇改善加算	(II)	((介護予防)	特定施設力	\居者生活介	護+加算単位数	数)×12.2%	

(別添4)介護報酬額の自己負担基準表(地域区分別1単位の単価 4級地 10.54円)

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額の1割、2割又は3割を負担していただきます。)

ノ杜中作の1 日本ルエ人群市 杜中作の1 日本ルエ人群市へ

< 特定施設人居者生活介護費 · 特定施設人居者生活介護費 >									
	単位	介護報酬額/月	自己負担分/月 (1割負担の場合)	自己負担分/月 (2割負担の場合)	自己負担分/月 (3割負担の場合)				
要 支 援 1	183 単位/日	57,864円	5,787円	11,573円	17,360円				
要 支 援 2	313 単位/日	98,970円	9,897円	19,794円	29,691円				
要 介 護 1	542 単位/日	171,380円	17,138円	34, 276円	51,414円				
要 介 護 2	609 単位/日	192,565円	19,257円	38, 513円	57,770円				
要 介 護 3	679 単位/日	214,699円	21,470円	42,940円	64, 410円				
要 介 護 4	744 単位/日	235, 252円	23,526円	47,051円	70,576円				
要 介 護 5	813 単位/日	257,070円	25,707円	51,414円	77, 121円				

<各種加算>								
	単位	介護報酬額/月	自己負担分/月 (1割負担の場合)	自己負担分/月 (2割負担の場合)	自己負担分/月 (3割負担の場合)			
個別機能訓練加算 (I)	12 単位/日	3,794円	380円	759円	1,139円			
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	20 単位/月	210円	21円	42円	63円			
ADL維持等加算 (I)	30 単位/月	316円	32円	64円	95円			
ADL維持等加算 (II)	60 単位/月	632円	64円	127円	190円			
夜間看護体制加算 (I)	18 単位/日	5,691円	570円	1,139円	1,708円			
夜間看護体制加算 (Ⅱ)	9 単位/日	2,845円	285円	569円	854円			
協力医療機関連携加算	100 単位/月	1,054円	106円	211円	317円			
入居継続支援加算 (I)	36 単位/日	11,383円	1,139円	2,277円	3,415円			
入居継続支援加算 (Ⅱ)	22 単位/日	6,956円	696円	1,392円	2,087円			
生活機能向上連携加算(I) (個別機能調練加算を算定する場合は 1月につき100単位)	100 単位/月	1,054円	106円	211円	317円			
生活機能向上連携加算 (II) (個別機能測練加算を算定する場合は 1月につき100単位)	200 単位/月	2,108円	211円	422円	633円			
若年性認知症入居者受入加算	120 単位/日	37,944円	3,795円	7,589円	11,384円			
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	421円	43円	85円	127円			
口腔・栄養スクリーニング加算	20 単位/回	210円	21円	42円	63円			
退院・退所時連携加算 (入居後30日以内)	30 単位/日	9,486円	949円	1,898円	2,846円			
退居時情報提供加算	250 単位/回	2,635円	264円	527円	791円			
認知症専門ケア加算 (I)	3 単位/日	948円	95円	190円	285円			
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 単位/日	1,264円	127円	253円	380円			
高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	10 単位/月	105円	11円	21円	32円			
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)	5 単位/月	52円	6円	11円	16円			
生産性向上推進体制加算 (I)	100 単位/月	1,054円	106円	211円	317円			
生産性向上推進体制加算 (II)	10 単位/月	105円	11円	21円	32円			
サービス提供体制強化加算 (I)	22 単位/日	6,956円	696円	1,392円	2,087円			
サービス提供体制強化加算 (II)	18 単位/日	5,691円	570円	1,139円	1,708円			
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6 単位/日	1,897円	190円	380円	570円			
看取り介護加算 (I) (死亡日以前31日以上45日以下)	72 単位/日	758円/日	76円/日	152円/日	228円/日			
看取り介護加算 (I) (死亡日以前4日以上30日以下)	144 単位/日	1,517円/日	152円/日	304円/日	456円/日			
看取り介護加算 (I) (死亡前日及び前々日)	680 単位/日	7,167円/日	717円/日	1,434円/日	2,151円/日			
看取り介護加算 (I) (死亡日)	1,280 単位	13,491円	1,350円	2,699円	4,048円			
看取り介護加算 (Ⅱ) (死亡日以前31日以上45日以下)	572 単位/日	6,028円/日	603円/日	1,206円/日	1,809円/日			
看取り介護加算 (Ⅱ) (死亡日以前4日以上30日以下)	644 単位/日	6,787円/日	679円/日	1,358円/日	2,037円/日			
看取り介護加算 (Ⅱ) (死亡前日及び前々日)	1180 単位/日	12,437円/日	1,244円/日	2,488円/日	3,732円/日			
看取り介護加算 (Ⅱ) (死亡日)	1,780 単位	18,761円	1,877円	3,753円	5,629円			
介護職員等処遇改善加算 (I) ~ (V)	÷	=	-	÷	-			
		!	1	ļ.				

^{・1}か月は30日で計算しています。

② 要支援・要介護別介護報酬と自己負担

	介護報酬		要支援1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護 4	要介護 5
			60,815円	101,921円	177,177円	198,362円	220, 496円	241,049円	262,867円
	自己負担	(1割の場合)	6,082円	10, 193円	17,718円	19,837円	22,050円	24, 105円	26, 287円
		(2割の場合)	12, 163円	20, 385円	35,436円	39,673円	44, 100円	48,210円	52,574円
		(3割の場合)	18, 245円	30,577円	53, 154円	59,509円	66, 149円	72,315円	78,861円

[・]上記は、夜間着雑体制加算(II)※要介護のみ、協力医療機関連携加算、サービス提供体制加算(III)※専定の場合の例です。 ・上記以外に別途介護職員等処遇改善加算を頂戴いたします。